

空き家を有効活用してみませんか？

問 企画振興課 地域活力創出係 内線 2212

この事業は、空き家を地域資源として有効活用し、鬼北町へ移住定住を希望する方々の受け皿づくりを整備し、地域の活性化につなげることを目的としています。

空き家活用住宅とは？

町内にある空き家のうち所有者から借り上げた住宅を整備し、町が管理運営を行い、移住定住者に貸し付ける住宅です。

借り上げ対象とする空き家住宅

- ①人の住んでいない一戸建ての住宅
- ②空き家の所有者が改修・転貸することを承諾したもの
- ③改修経費が限度額以下のもの

借り上げ期間

- 所有者と町の契約期間は1年更新の、最長10年。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。
- 住宅借り上げ期間中に所有者の都合により貸すことができなくなった場合は、修繕費の一部を返還していただきます。

改修内容・限度額

台所・浴室・トイレ等の水回りを基本として、改修費・耐震改修費合計500万円を上限に整備

募集期間

4月25日(月)～5月31日(火)

(R元～R3年度の本事業実績)

R元～R3年度で、3棟整備済み。全戸入居済み。

空き家所有者のメリット

- 所有者の負担なしでリフォームを実施できます。
- 契約期間中の管理運営は町が行います。
- 居住に必要な工事(浄化槽・光ファイバー)は町が行います。
- 建物の固定資産税は免除されます。

自宅をリフォームしませんか？
住宅リフォーム費用の一部を補助します！

問 建設課 都市計画・管理係 内線 2411

対象となる住宅

自己、配偶者、その親（対象者の配偶者の親を含む）またはその子が所有する住宅で次のいずれかの住宅

- 一戸建て住宅（併用住宅の場合、居住の用に供する部分に限る）
- マンション棟の共同住宅（区分所有者が存する建物であって、専有部分が人の居住に供されるもの）

対象者

- 町内に住所を有するもの
- 住宅の所有者または相続人等で、町税の滞納がないもの

補助金の額

補助対象費用の10分の1以内で上限20万円（中学生以下の子どもがいる世帯は4分の1以内で上限50万円）

募集件数（先着順）

一般向け20件 子育て世帯向け6件

主な補助の条件

- リフォームに要する費用（税込）のうち、対象となる費用が50万円以上であること
- 町内の業者へ発注すること
- 建築してから10年以上経過した町内にある住宅等であること
- 募集期間内に着工し、令和5年3月31日（金）までに工事完了報告書の提出できること

募集期間

4月25日(月)～令和5年2月28日(火)
※募集期間であっても募集件数、または予算額に達した場合は、受付を終了します。